

第4回高規格救急自動車研究開発事業

事務調査特別委員会会議録

(閉会中)

1. 招集日 令和5年11月27日(月曜日)
開会 午前9時30分 閉会 午後2時55分
2. 招集場所 委員会室
3. 応召委員 委員長 佐藤 孝 副委員長 小林 聖治
委員 松浦 常雄 委員 渡辺 勝弘
委員 山崎 健吉 委員 穴戸 武志
委員 八巻喜治郎 委員 蒲倉 孝
委員 菊地 勝芳 委員 佐藤多真恵
4. 欠席委員 なし
5. オブザーバー 議長 佐藤 定男
6. 説明のため出席した者 伊達地方消防組合警防課長 高橋正明
(参考人) 国見町総務課庶務係長 八島 章
国見町企画調整課総合政策係長 佐藤 光
7. 職務のため出席した者 議会事務局長 澁谷康弘
議会事務局書記 石澤 廣
8. 傍聴者 19名
9. 付議事件
 - (1) 参考人質問
 - (2) 協議事項
 - ・第5回委員会について
 - ・その他
10. 審議の経過

(参考人質問)

佐藤孝委員長: それではこれより参考人質問を行います。参考人の高橋正明様におかれましては、御多忙の中を御出席をいただき、誠にありがとうございました。

本委員会の調査目的を御理解をいただき、御協力のほどお願いを申し上げます。

10時50分まで質問をいたしたいと思います。それでは質問を始めます。

高橋正明さんは、これまで役場のこの救急車事業に絡んで、協議あるいは打合せ等を行っていることは、町の公文書でも既に明らかになっています。これらに基づく、これらに基づいて何点か質問させていただきます。

昨年の10月6日、それから17日に役場の開発担当、今回の事業担当と伊達地方消防組合消防本部の警防課の間で打合せがありました。

この中で、二つ合意がされています。一つは、仕様書作成の協力をお願いをします。役所のほうですね。それからもう一つは、救急車を伊達消防側が見学をすると。この二つされています。役所のほうから伊達消防の消防課のほうに、どのぐらいの頻度といいますか何回ぐらい、仕様書作成のための質問があったのか、お答えください。

高橋正明参考人: はい。警防課長の高橋です。よろしく申し上げます。今、委員長のほうからありました件については、10月6日の時点で、高規格救急車とはどのようなものなのかということで、国で示されている標準的な仕様書のお話をして、その時点ではお帰りいただきました。あと、協力要請っていいですか、その2件に関しては、委員長のおっしゃるとおりの内容でございます。

佐藤孝委員長: 改めてもう一度聞きます。10月17日以降、この合意以降ですね、役所のほうから何回ぐらい仕様書作成で問合せがありましたか。

高橋正明参考人: はい、仕様書作成にあつては、協力するというので、仕様書の中に、伊達地方消防組合の名前を使いたいということで、その旨了承して、伊達地方消防組合と入った仕様書の確認、1度のみでした。

佐藤孝委員長: はい。それから二つ目の合意、伊達消防側が救急車見学すると。多分これベルリングだと思ふんですけどね、役所で言ってるのは、救急車はいつ、どこの製造メーカーを御覧になったのかお答えいただけますか。

高橋正明参考人: 救急車のほうに関しましては、1月の30日、令和5年ですね、1月の30日と、31日の2日間、中央消防署で実施いたしました。メーカーについては、ベルリング社の救急車であったことに間違いはありません。

佐藤孝委員長: 10月17日の合意前に、ベルリング社のC-CAVINを見学した事実がありますか。

高橋正明参考人: その事実は一切ありません。

佐藤孝委員長: 10月17日の打合せです。C-CAVIN、ベルリング社製造の救急車のパンフレットを見た上で、コメントとして、室内空間とストレッチャーについて評価をした、こういう報告書があるんですね、役所側で。そのパンフレット、関係資料、これら

は、消防組合側が、例えば営業から入手したのかそれとも役所のほうでそれを持っていったのか。覚えておりますか。

高橋正明参考人:はい、ベルリング社は現在、トヨタ、日産の救急車ありますけども、新たに参入したということで、今で言いますと、令和3年の時点で、当消防組合でも営業担当者が来署して、ぜひ今度参加させさせてくださいっていう話は、令和3年の秋だったと思うんですけども、その事実があります。

佐藤孝委員長:10月17日の打合せで、高橋さんは、令和6年度に東分署に配備されている救急車の更新があると。トヨタ日産のみではなくて、ベルリング社も参加できる仕様を検討していると、こういう発言されたらと、役所の報告書に記載されてるんです。これは事実ですか。

高橋正明参考人:はい、仕様書作成によっては、どのメーカーも入れられるような、仕様書を作成はしなくてはいけないんですけども、令和3年のときに、ベルリング社のほうに、参考仕様書、もしあればということでお願いしていましたが、仕様書は届いてない状態で、ただ3社あれば、3社は入れるような、仕様書の作成をしなくちゃならないということは、お話をいたしました。

佐藤孝委員長:後でも聞くんですが、その時点で、ベルリング社の救急車の普及状況、いわゆるシェアですね。御存知でしたか。

高橋正明参考人:すいません。それは令和3年の時点で19年の10月の時点でしょうか。去年の北海道の消防本部、あるいは、お隣、亘理町ですか。その辺の話は、聞いて、いたので承知してました。

佐藤孝委員長:私が今聞いたのは、シェアがどのくらい、シェア割合がどの程度あったのか、もし分かっていたら、その時点で、割合、何%とかっていう感じですか。いや、分からなければいいです。1%未満だとは思いますが、全国の救急車の数からすれば、その時点で、5台しか多分全国で運用されてはいないかと思えます。

プロポーザルの話のときに聞こうかと思ったんですけども、ベルリング社、全国で消防ね、消防配備の救急車が大体6000台あると。私は聞いているんです。プロポーザルに添付されたベルリングの資料は、全国普及7台なんですよ。私が持っている、私とか副委員長が持っている資料には、国見の救急車12台を除くと30台、一応配備先が書いてあってですね、実際配備されたかどうかは、それは分かりません。率にすると、6000台の7台ですから、0.01%。ほぼゼロに近いんですよ。したがって私たちが聞きたいのは、0.01、0.1%程度ですね、6000台のうちの7台ですから、そのメーカーが、去年の10月の段階で、東分署の配備配備する際の仕様に、トヨタ、日産、ベルリングとおっしゃってること私、書かれてること読んでますからね。常識だと考えられないんですよ。ちょっとその辺の経過を聞きたいんですよ。なぜベルリングという、全国シェアがほとんどないメーカーのところ、東分署の配備の対象といたしますか、なったのかということを知りたいんですよ。

高橋正明参考人:それは、消防組合的についていうことでよろしいですか。

佐藤孝委員長:そうです。

高橋正明参考人:はい。ポンプ自動車も同じなんですけども、どのメーカーでも入れるというような仕様書を、ただ使用するに当たって地域性とかもありますので、ある程度仕様書の中に、希望するものは記載していかないと、メーカーは、仕様書にないものはつukらないというのが原則ありますので、ただ、トヨタ、日産、2社ですけども、消防組合の仕様書に合致する車、ベルリング社で製造するかどうか分かりませんが、3社該当するメーカーがあれば、3社入札に参加していただけるような仕様書作成はしなくちゃならないとは考えておりました。

佐藤孝委員長:10月17日の打合せ協議で、伊達消防だけじゃなくて、各消防本部で、仕様は大きく変わっていないと。大きく変わらないと。ただ、細かいところが変わることとなると、各消防本部で、どうしても欲しい装備や仕様について対応出来ますか、という発言があるんですよ。これ役所との打合せね。では、今聞いてるとこベルリング社のC-CAVINを念頭にした御発言という理解でよろしいですか。

高橋正明参考人:私の発言ってということですか。いや、限定はしてないです。

佐藤孝委員長:一般論で言ったということですか。

高橋正明参考人:そうです。

佐藤孝委員長:分かりました。はい。このプロポーザルの話を続けるんですけど、全国で6000台の消防本部配備の救急車があると、約0.1%、6000台のうちの7台が、病院も含めてですよ、7台というのはね、ベルリング社の救急車は、消防本部でなくて、全国の病院も含めて7台しか、提出した書類には記載されてないんです。で、もう御存知だと思いますけど、トヨタのパラメディック、これが全国シェア78%、日産のハイメディック20%、残り2%です。シェアは。シェアのうち、オートワークス京都、御存知ですね。オートワークス京都、それから札幌ボディー、これ日産の系列だと思いますが、これらが、その次につながってるんですよ。その先に、ベルリングという名前が出てくるんですね。

ハイエース改造のベルリング社製のC-CAVIN、これは繰り返します。知り得た上で、東分署の救急車の更新を、こういうものを含めて、オープンに参加させていただく、参加できるようにするという意味で、先ほどの発言だったという理解でよろしいですね。

高橋正明参考人:はい、すみません。仕様書に関しては、標準仕様書ということで、当組合の消防救急車の仕様書に関しては、室内寸法は入っていませんし、あとストレッチャーに関しても、標準的なもので、仕様書はつくっているところであります。

佐藤孝委員長:普通の入札の場合は、そうなってるんですよ。だから、後で申し上げますけど、国見町が発注した仕様書が事細かに書かれていて、どうしても参加出来ない業者といますか、会社が出てくるということは確かにあると思います。そこで全

国消防本部に示されております、消防庁の補助事業のモデル、これ御存知ですね。このモデルを見ると、基本仕様書から第 1 次、第 2 次、多い場合は第 3 次の仕様書、作成に約 7、8 か月というのが示されております。購入の際の公告ですね。それから入札、そして車両納品まで約 7 か月と。消防庁の資料です。これ多分、台数は書いてませんが、今回のように 12 台という大量の発注ではないと私は理解しています。高橋課長にお伺いしますが、この消防本部の補助事業のモデルを、このスケジュールですね、これは、通常何台を想定してのモデルなんですかこれ。

高橋正明参考人:通常 1 台だと思います。

佐藤孝委員長:はい。1 台のスケジュールが先ほど言った仕様書を作成まで約 8 か月、公告入札納品まで 7 か月、これ 1 台と今お話がありました。

今回、町が想定したスケジュールは、仕様書作成 3 か月、これは役所の人間がつくったということになってます。素人です。

プロポーザル審査決定から納車まで 4 か月弱。新車 10 台、中古車 2 台、これを見たときに、参考人はどう思いましたか。

高橋正明参考人:通常であれば、短い期間での大量の車両をつくり上げるっていうのは、現状、不可能に近い期間ではないのかなと感じております。

佐藤孝委員長:この消防庁の資料を見ると、特に、9 月から年度末の 3 月までに製造が集中すると。こういう表記があるんですね。多分高橋さんも御存知だと思いますけれども、それを見た上で、余りにも今おっしゃったように、余りにも無理筋、できることがほとんど不可能な状況だというふうに今おっしゃいましたが、そのことを、何て言いますか、懸念、無理じゃないですかという懸念を、役所のほうにはお知らせしましたですか。したかしらないかだけ。

高橋正明参考人:製造メーカーですか。

佐藤孝委員長:国見町役場の担当の方にね、これちょっと、厳しいんじゃないですかっていうような話をした記憶ありますか。

高橋正明参考人:期間的にはタイトなスケジュールのようですねという話はしました。

佐藤孝委員長:はい。どなたにお話しされましたですか。

高橋正明参考人:当時の担当者ですね。

佐藤孝委員長:担当者、係長、課長。

高橋正明参考人:そのとき主査だったでしょうかね。はい、係長ではなかったです。

佐藤孝委員長:仕様書の中に、細かいことは聞きません。中古車 2 台を用意することも記載されているんです。これは専門家でいらっしゃいます高橋さんから見て、どう感じましたが、どうとりましたか。中古車 2 台っていうことについて。

高橋正明参考人:救急車の中古車なので、ナンバーがついてるかついてないかの違いなのかなっていう、そんな感じで、お話は聞きました。

佐藤孝委員長:役所からどういう説明ありましたですか、その中古車 2 台という発注に

ついて。

高橋正明参考人:中古車の使い分けっていうんですか、すみ分けについては特に話はありませんでした。

佐藤孝委員長:仕様書、どこまで記憶してるか分かりませんが、通常は中間検査あるんですね。どこの消防組合も役所も。ところが、今回の町が発注した仕様書には、中間検査という項目がないんです。これは、その当時、分かっておりましたですか。分かっていたならば、どう感じておられたかを教えてください。

高橋正明参考人:中間検査、検査があったかどうかは、分かりませんでした。

佐藤孝委員長:仕様書の中に、専門家ですからある程度分かると思うんですけど、車幅とかあるはその物、室内の高さとかですね回転の具合とか、ベルリング社製造のC-CAVIN、今日は言いませんけど、壁にちりばめられているんですね。我々が見て、全部こう項目調べると。そのことは、仕様書を見た段階で、理解されておりましたか、それともそこまでは、分からなかったですか。例を言うと、フロント部分に、消防マークありますよね。普通鉄板にマークつけるだけなんですよ。分かっているとおり、ところがベルリング社は六角台座というものが使われている。それもFRPですね。これをなぜ指定したか、我々は今度は別な方に聞きますけど、参考人はそういう細かいところまでは見ておりませんか。

高橋正明参考人:はい、仕様書に関しましては、協力要請のあった消防組合の名前を使って、あと、ヒアリングをしてくれっていう、その部分の内容を特に重視して見まして、仕様書の中身に関しては、実際、当組合のストレッチャーとの違いがあるので、結構値が張るなっていう感じではありました。あと、仕様書の中身によっては、消防組合、一切相談してここ直したほうがいいのか、そういう発言は全くありませんでしたので、その辺は御了承いただければと思います。

佐藤孝委員長:去年の12月2日、プロポーザルの審査経過ありました。高橋さんは、審査員です。5人の審査員のうち、役場の職員が4名、専門家は、高橋さん1人。で、8項目の審査項目があって、持ち点1人200点。5人ですから1000点ですね。1社しか応募してませんから、ワンテーブルだけです。審査したのは。評価の点数は言えませんけれども、5人の中で1番評価が低いのが、高橋さんなんです。多分これ分からないと思いますけど、最高評価者、1番高い評価をつけた方と、200点満点で36点違うんです。それだけ違うんですよ。

仕様書には、医療機材が入っておりません。救急車として認められる最低限の装備しかないやつ、これは多分分かってると思います。先ほど、高橋さんがおっしゃったように無理筋の、非常にタイトな、期間だと。そういうことを含めて、どこにウエイトを置いて審査をしたか。教えていただきたいと思います。

高橋正明参考人:はい、プロポーザルは、初めの業者の紹介というんですか、それとか事業の実績とか、あとは防災力向上に関して、考えていることが発表ありまして、

最後のほうに、こういった救急車を開発するという内容だったと思いますけども、すいません、その事業計画の中身については、私、よく分からなかったので、点数は、低めにつけたと思います。あと救急車に関しても、新しいメーカーの救急車でありまして、使用実績がないこともありますので、実際、使うようになれば、ちょっと不具合が出てくる可能性もあるなということで、点数は低めに評価した次第であります。

佐藤孝委員長:事業計画がよく理解出来なかったということでよろしいですか。

高橋正明参考人:救急車のリースっていうことで、お話がありまして、当組合、車両のリースを行ってないものですから、私だけの判断ではちょっと出来ないっていうことで、そのリース事業に対する不安感というんですか、それもあったので、評価をちょっと、下げたっていう感じです。

佐藤孝委員長:プロポーザルでワンテーブルが受注をした後の1月、今年の1月10日、消防本部の警防課から、町の仕様書担当、実際に仕様書をつくっていた担当者、加藤さんにメールがされております。これは28項目にわたって、架装・艤装について、伊達消防の要望として、改善取りまとめ、こういう名目でメールがされています。28項目。この中で特に、重要視していたことを今覚えておりますか。

高橋正明参考人:資料あるんですけども、年末に加藤さんから、電話で現在の救急車の改善点等があれば教えてくれということで、年末、あと年始挟みましたもんですから、職員のほうに、現場で活動する職員のほうに、今の救急車、現行使用している救急車の改善できるところがあれば教えてくれということで、職員のほうから吸い上げたものを、加藤さんにそのまま出したものですから、私がどこに重要視するとかということは一切ありません。

佐藤孝委員長:分かりました。先ほど冒頭に課長申し上げましたけれども、今年の1月30日と31日に消防本部の会議室で、サブスクリプション、いわゆるリース事業の事業説明が行われております。そのときに、どなたがおっしゃったかはちょっと分かりませんが、フルスペックの救急車、先ほど課長が、かなり値が張るなと思ったということと多分つながってると思います。フルスペックの救急車は、3300万程度だという報告書があるんですね。これ、間違いはないですね。そういう認識で。

高橋正明参考人:現場で使う医療資機材含めての車両の価格です。

佐藤孝委員長:先ほど課長おっしゃったように、値が張るっていうのは、車体だけで3600万ですから、プラス、機材を入れると5000万ぐらいになるのかなという思いは持ってますけど、このフルスペック救急車、全ての医療機器、伊達消防が今扱っている救急装備で大体3300万ということでよろしいですね。程度ということで、はい。

高橋正明参考人:最後に整備した、救急車でいえば、令和3年度ですか。そのときの救急車で3300万を若干下回るぐらいの金額で整備しております。医療資機材も含めてオールです。はい。

佐藤孝委員長:繰り返しますが、今回の開発事業は、フルスペックではありません。スト

ストレッチャーとはちょっと、今ちょっとメモ忘れちゃったけど、最低限救急車として認定されるだけの装備しか入ってないんですね。で、高過ぎるという印象は、そのときも持ってましたね、もちろん。

高橋正明参考人:はい、車両のみの価格であれば、非常に高過ぎるという感覚ではありました。

佐藤孝委員長:デモカーが、1月の30と31日に、勤務体制の関係でしようけれど、2日間にわたって現場の皆さんが御覧になっていると。これC-CAVINだと。ベルリング社製、もちろんですね。このとき、消防の皆さんの、何ていうか、見ただけであるんですけど、見ただけの印象というのはそのとき出ておりましたか。分からなければ結構です。

高橋正明参考人:職員の感想っていうことですね。

佐藤孝委員長:はい。

高橋正明参考人:当組合、電動ストレッチャー使ってませんので、電動ストレッチャーに関して、女性職員もいることから、若干評価は高かったと思います。あとは、私よりも救急車詳しい人がいるんですけども、トヨタパラメディックは、高規格救急車専用の車両を使ってるんですけども、C-CAVINは、トヨタのバンを救急車に改造してるっていうことで、その辺の運転席周りとか、ドアミラーとか、逆にちゃっちゃいねっていう感じで、そういう評価する人はいました。あとは、思いのほか室内、そんなに室内高っていうですか、それ高くないんじゃないですかっていう職員も中にはおりました。

佐藤孝委員長:今最後におっしゃった室内の高さですが、これトヨタと全く同じです。幅だけ違うだけで。それで、実はなぜ聞いているかという、ベルリング社の救急車の、例えば後ろのステップも、左右、全部そのステップがあるんじゃないなくて、助手席の後ろの分しかないんですね。2段の実際にそこに人をいると。直接台に乗って作業するようになるわけですよ。普通は端から端までステップがあるわけですから、そういうものもあれば。通常、酸素ボンベは、運転席の後ろですよ。両サイドスライドドアだから。これはハイエースだから、右側のスライドドアがありません。そういうところに、救急車、最初事故が例えばあつて行ったりしたときに、救急隊が行って、最低限の仕事をしますよね、レスキューが来る前に。その際それを保管する場所がないんですよ。仕方がないので、助手席の後ろにそれがあると。こら辺の話はなかったですか。使い勝手が悪いと。

高橋正明参考人:職員のほうからですか。

佐藤孝委員長:はい。

高橋正明参考人:酸素ボンベの位置が、左側のスライドドアは、入ってすぐのところだったので、そこを、使い勝手いいかどうかは別として、患者室に入るのに、若干狭さを感じるっていう職員はいました。

佐藤孝委員長:はい。分かりました。細かいことをすると切りがないので、それはちよっ

と避けます。その際のデモカー、ナンバーついてましたか。

高橋正明参考人:当然、車両ナンバーがついていました。

佐藤孝委員長:はい。写真はお撮りになりましたですか。

高橋正明参考人:警防課では写真撮ってないと思いますけども、見学に来た職員は、ビデオ、動画撮っていたり、写真を撮っている職員はいました。どんなものを撮ったかっていうのは、すいません、確認してませんので返答出来ません。

佐藤孝委員長:我々のこの特別委員会で、改めて確認をして、了解得られれば、消防本部のほうに、中じゃなくてですね、車の中じゃなくて、ナンバーついてる、写っている写真をいただければと思っておりますので、改めてこちらの委員会で、了解となれば、文書でお願いいたしますのでそのときはぜひ御協力いただければと思います。ナンバーがついてる写真だけで結構なんです。

高橋正明参考人:はい、わかりました。

佐藤孝委員長:1月30と31日に、デモ、それから説明会があったことを繰り返し私述べております。その際に、電動ストレッチャーは都会では、道路が舗装されて整備されているので、有効かもしれないと。ただ、地方っていいですか、田舎っていか山道、それから未舗装のところ、舗装されてないところが多いので、使い勝手が悪いと。こういう発言がされたら。役所の上司に対する報告の中に記載があるんです。これはどういう意味、意味っていか意味は分かるんですけど、どういう思いでこの発言をされていたのか。教えていただけますか。

高橋正明参考人:はい。現行のストレッチャーも大分、昔のものに比べると、重量あるんですけども、電動ストレッチャーもその重量よりも、5キロか6キロ重いということで、救急車とめてから、玄関先まで、当然舗装されている住宅っていうんですか、それは少ないと思いますので、そこまでストレッチャーを移動することについては、ちょっとどうなのかなということと、当然、ストレッチャーは傷病者が乗るものですから、傷病者を乗せたときの未舗装面での移動に際して、傷病者にどれだけ負担かかるのかなっていうのを思いますと、ちょっと考えるところがありまして、そうお伝えしたと記憶しております。

佐藤孝委員長:クッションが悪い、良いというのが、救急搬送のときに大事だって話は、消防のOBの方から聞いてました。足回りが、ベルリング社で売りの一つになってるんですね。これ、多分御存知だと思いますけど、その辺の質問といいますか、意見等についてはこの際、出ませんでしたか。

高橋正明参考人:すいません、車両の足回りということですか。

佐藤孝委員長:はい。

高橋正明参考人:車両の板バネだと思いますけども、車の揺れを抑えるのに、整備しているということで、改造に当たるものですから、その辺の強度とか、耐用年数というんですか、それに関して若干の不安はありましたので、実際運用してみないと分か

らないとは思いました。

佐藤孝委員長:先ほどから、高橋さんもおっしゃっておりますけれども、かなりタイトな工程だったと。実際に、伊達消防で、現実的に12台発注することをまずないということは分かっておりますけれども、12台を発注する際に、仕様書作成、第一次で終わるのか、第三次までやるのかを含めてですね。どういうイメージ、結局、最低1年半はかかるのか、いやこれだったらちょっと2年はかかるんじゃないかっていう思いは当時なかったですか。

高橋正明参考人:仕様書の作成にあっては、過去に整備した仕様書をもとに、職員の意見等も聞きながら、軽微な修正というんですか、変更をして仕様書を作成するものですから、仕様書作成に当たっては、担当レベルで、そうですね、でも、前の年度から仕様書作成始まっているので、1年ぐらいはかけながら、仕様書、いろんなメーカーにお話聞きながら、仕様書の作成はしております。

佐藤孝委員長:これはあくまで1台ってことですよ。

高橋正明参考人:通常、そうですね。令和2年に2台整備した年もありましたけども、その時も同じく、前の年から仕様書を精査しながら、年度初めに、入札、っていう形に、はい。2台のときも大体同じですね。はい。

佐藤孝委員長:仕様書が、冒頭に聞いたように、仕様書作成で、町の担当者からの問合せが1度だけだったという話ですよ。仕様書作成をした後に、でき上がったものを伊達消防にこれちょっと見ていただけませんか。あるいはチェックしていただけますかというようなことありますか。

高橋正明参考人:はい、協力要請の、組合の名前を使うっていうところの確認のために、仕様書を受けました。はい。つくる救急車が、こういう救急車なんだろうなということで、ほかの艀装に関しては、特に意見もせず、はい、確認はしています。

佐藤孝委員長:役場の担当課から、係長かどうか分かりませんが役場の担当課から、高橋さんのほうに、何て言うんですかね。最終チェック、これで間違いはないですね。これで、変なところありませんねという問いかけじゃなくて、あくまで見てくださいってだけですか、仕様書を。伊達消防の名前を入れて、仕様書を明らかにするだけじゃないですかっていう、そのことだけですか。

高橋正明参考人:はい、そうですね。ただ消防本部の文面の、文言の使い方、ちょっと、変なところがあったので、その辺は修正してくださいっていう一言だけです。艀装に、組合名の確認と、あと仕様書も一通り確認しましたが、艀装に関して、ここをこうしたらいいとかしたらいいっていうことは申し上げてないので、最初に確認したものの中身のままでと思います。

佐藤孝委員長:分かりました。最後に、一つだけ、繰り返しになるかもしれませんが申し訳ないんですが、高橋さんの経験上、大きな違和感、何でこんなに急ぐんだろうなど。本当にできるかどうかというのは、当初から最後まで持ってましたか。もう一つ、でき

上がったときに、よくつくったもんだと。それとも別の考え、そのとき思いがあったのか、その点ちょっと感想で結構ですから、教えていただけないでしょうか。

高橋正明参考人:当初、協力してくれということでお話いただいて、まずはプロポーザル審査委員に入ってくれということで、その事業自体、防災力向上ですか。その事業自体の、評価に協力するということで参加したわけでありまして、年度内の事業達成とかに関しては、特に、当組合のスケジュールよりはだいぶタイトとは思いましたけども、達成できるんだろうなという感じで、なので特に違和感を持っていませんでした。

佐藤孝委員長:私からは以上なんですが、各委員から、漏れている、私が話した以外に、質問があれば、残り5分ですけれども、いらっしゃいますか。はい、山崎委員。

山崎健吉委員:若干委員長のとダブるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。特に私がちょっと気になったのは、プロポーザルですね。それで審査員として、参加していただきました。5名のうち、役場側っていうかね4名で、課長が1人という中身で、これ私もずっと資料見てたんですけども、審査項目は先ほど言ったように、委員長が言ったように8項目あったと。そして点数は先ほど言ったように、シビアにつけていただいたということなんですけども、その中でですね、事業実施計画っていうことがあるんですけども、覚えてらっしゃいますか。

高橋正明参考人:はい、プレゼンの中にはあったと思います。

山崎健吉委員:それでね、その中で、前例にとらわれない事業の提案という項目があるんですよ。あったんですよ。そこで、過去の実績にとらわれない、例えば、私もちょっとあれなんですけど、伊達消防さんの言う、今までの慣例にとらわれない、国見町として独自の、こういう考えを持ったことについてはいかがかなという質問なんですけども、これについては、あんまり評価がよくないっていうか、普通だったというふうに、審査の中には書いてあるんですけども、その辺については、どう思いますか。

高橋正明参考人:実際、救急車使ってみないと分からないっていうところがありますので、ちょっと不安感もありましたので、評価を低くさせていただきました。はい。

山崎健吉委員:続けて同じ質問なんですけども、伊達消防さんですと、救急車両、普通は救急車両っていうんですけども、今回、うちのほうでは高規格という名前がちょっと一段上のように見えるようになってるんですけども、普通の救急車両と高規格っていうのは、どこが違っているのか、一言で分かれば教えていただきたい。

高橋正明参考人:はい、救急車の中で、救命士が、救命処置、特定行為というんですけども、それが車内でできるスペースっていうんですか。それと、あとは、今は当たり前になりましたけど、除細動器を載せたりとか、そういう意味で、あとはですね、防振ベッド、患者の揺れを抑えるストレッチャーを載せるベッドがあるんですけども、それをつけなさいということで、高規格救急車の縛りはそのぐらいですね、中で処置ができる。あと防振ベッド。はい、その程度です。あとは、自洗処置するのは救命士です

ので、はい。高規格救急車じゃない2Bの救急車であっても、もう何か若干狭かったりもするんですが、中で、隊員が特定行為をするっていうのは可能なことですので、はい、以上となります。

山崎健吉委員:ありがとうございました。

佐藤孝委員長:時間が参りましたので、高橋参考人には本当に長い時間、御協力いただきましてありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

11時05分、11時05分まで休憩します。再開は11時5分です。

(10時50分)

(休憩)

(11時5分)

佐藤孝委員長:それでは再開します。2人目の八島章さん、国見町役場の庶務係長を参考人として呼びますが、もし携帯電話を電源を切られていない方は、お切りくださるようお願いいたします。それから、撮影、録画、録音等は全て禁止しておりますので、申し訳ありませんが、御協力をお願いいたします。それでは引き続き参考人質問を行います。

(八島参考人入室)

佐藤孝委員長:参考人の八島さん。今日はお忙しい中を御出席いただきまして、本当にありがとうございました。本委員会の調査目的を御理解をいただきまして、御協力のほどお願いしたいと思います。それでは質問を始めさせていただきます。役場の複数の職員の話として、証言として、ワンテーブルが、防災ゼリー事業を受注して以降、ワンテーブルの島田前社長との窓口が八島さんになっていたと、こういう証言があるんですけれども、これは事実ですか。

八島章参考人:私を通じての連絡という形では、記憶にないところです。

佐藤孝委員長:そうするとワンテーブルの島田前社長とは、ゼリー事業以降について、何て言いますかね、業務上のやりとりはしていないと、こういうことでよろしいですか。

八島章参考人:業務上については、主に事後の報告というか、雑談のような形でしていたことは確かにございますが、その意思決定だったりとかに関与していたという事実はございません。

佐藤孝委員長:八島さんを通じると、ワンテーブル側との情報交換、あるいはいろんな話が、スムーズに対応出来たという証言が、救急車事業がマスコミ報道される以前から実はあるんですが、ワンテーブルの島田前社長あるいはワンテーブル側の従業

員と、様々な日程調整を含めて、具体的な調整した経過はありますか。

八島章参考人:具体的な調整というものは記憶にはないところです。

佐藤孝委員長:先ほど島田前社長と雑談めいたやりとりをしていたという今お答えでしたが、それはメールでですかそれとも電話、どちらですか。

八島章参考人:主に電話が多かったかと思います。

佐藤孝委員長:島田ワンテーブルの前社長から依頼をされて、八島さんがそれを窓口で受けて、救急車開発事業以外で各課につないだことは、改めて聞きますが、ありますか。

八島章参考人:情報提供は確かにしたことが、はっきりした記憶が、申し訳ありません、ありませんが、情報提供はした可能性はありますが、具体的につないで日程を調整したりというところは記憶にはありません。

佐藤孝委員長:島田前社長から依頼をされて、今、情報を提供した記憶があるということでしたけれども、それは官民共創コンソーシアム事務局ができる前という理解でいいですか、それ以降ですか。

八島章参考人:コンソーシアムができる前になります。情報提供、主にまちづくりの部分について様々な事例の提供とか、そういった内容になります。

佐藤孝委員長:それは八島さんが、担当何係でしたか。そのとき。

八島章参考人:企画調整課になります。当時は企画情報課になります。

佐藤孝委員長:それも全て電話ということで、メール、どちらですか。

八島章参考人:情報提供、はい、情報提供については、電話と主にメールもありました。

佐藤孝委員長:情報提供した業務、事業名は覚えてますか。例えば、例えばですよ、学校、くにみ学園問題だとか、あるいは、農業の、地域、何ていうんですか、地域づくりなんでしょうけども。そういう具体的には覚えてますか。

八島章参考人:具体的な、というのはあまり記憶にはないんですが、主にまちづくりであったり、防災であったり、そういった分野のお話だったかと記憶しています。

佐藤孝委員長:企業版ふるさと納税に関して、去年の3月定例議会で、国見町まちひとしごと創生推進基金条例が議会で全会一致で、可決されています。この議案について、八島さんは、担当はどちらでしたか。

八島章参考人:担当は、総務課の財政係になります。

佐藤孝委員長:総務課の財政係長は、この基金条例制定の際の決裁者ですか。違いますか、どちらでしょう。

八島章参考人:いわゆる合議の決裁者になります。

佐藤孝委員長:去年の3月議会にですね、出された時の議案書には、実は八島さんは決裁者になっていないんですよ。判こ押されてない。その記憶はありますか。

八島章参考人:ありません。記憶にちょっとありません。

佐藤孝委員長:役所からいただいた資料ですけれども、決裁欄がないんだね。だから、

判子押されてないんですよ。そこで、企業版ふるさと納税、合議者、要するに企画調整課が主管で、相談される側という意味なんでしょうけれども、ふるさと納税業務の八島さんの役割、立場、教えていただけますか。

八島章参考人：ふるさと納税業務については、基本的に財政が主担当という形になりますが、おのこの企業版ふるさと納税の場合は、その事業にひもづいているいわゆる目的がある寄附になりますので、その担当については、おのこの担当課が所管になるかなというふうに思います。

佐藤孝委員長：一般のふるさと納税は八島さんの担当係と、それから、それ以外企業版についてはそれぞれ担当という理解でいいですね。企業版ふるさと納税に関して、ワンテーブルの島田前社長と何かやりとりをしましたか。

八島章参考人：そこについてはやりとりはしておりません。と記憶しています。

佐藤孝委員長：昨年2月10日に、企業版ふるさと納税に関するメールが、寄附企業、特定匿名のね、最初にやった。3億5700万円を寄附された企業側から役所に来ています。そのときのあてが、八島か、当時の財政係長、当時はごめんなさい今もそうですね、今も違うね。当時の八島財政係長さんと、当時の救急車開発担当係長である木村恒夫さんのお2人にメールが来てるんです。そのメールが、私どもに来ている資料では2月10日から2月25日までお2人にメールが来ています。これは覚えていますか。

八島章参考人：はっきりとは覚えておりませんが、当時の寄附企業と、若干のやりとりですね、寄附についての、事務的な手続についてやりとりした記憶はございます。

佐藤孝委員長：このメールを見ると、私どもに出された資料ですね、ここにあるんですけど、2月10日、議会側に出された資料のあるメールの1番最初の日付は2月10日です。ところがこのメールを見ると、今八島さんもちらっとおっしゃいましたが、2月10日以前から、寄附企業と八島さんのやりとりがあることが分かります。その中に、企業側から、これからは、木村恒夫さんとやりとりをしますと、こういう表記があるんですよ。つまり、木村さんよりも前に八島さんとやりとりをしてるのはこれで読み取れるんですけども、そもそも企業版ふるさと納税は、先ほど八島さんおっしゃったように、総務課の財政ではありません担当は。なぜ寄附金と、八島さんが、町側の交渉代表として窓口としておったのか、その経過を教えてくださいませんか。

八島章参考人：あまり記憶がですね、はっきりとしているところではないんですが、財政という立場で町の基本的なお金の流れであつたりとかつていうのを所管する立場であつたことから、そのやりとりが、はっきりとすいません、かなり金額も大きいもんですから、財政、そして恐らく私単独というよりは、企画だつたりと連絡調整を図りながら、そのやりとりについては知ってたと思いますが、申し訳ありません。記憶が余りはっきりとしておりませんで、そういうところをお願いできればと思います。

佐藤孝委員長：メールしか私どもは分かりませんので、役所から出されているメールを

見ると、木村さんとこれからはやりとりをしますと、こう明記されてるんですね。で、八島さんおっしゃってるようにそれ前までは、匿名の寄附企業とやりとりをしていたということも今おっしゃっております。

私どもは、疑問に思ってるのは、八島さんがおっしゃったように、企業版ふるさと納税は、財政係が担当ではないと。先ほど明言されました。なぜ、八島さんが、町側の交渉窓口になっていたのかということなんです。その経過を聞きたい。なぜそういうことになったのか。

八島章参考人:企業版のふるさと納税の納入の実績というものが、町ではそれほどありませんでしたので、恐らくそれが2回目だったかなというふうに記憶をしていますが、その以前に、担当していた、1回目に担当していたのは、自分が担当していた経緯もあるので、そういったところで受け口としてもしかしたら、私のほうに仕事が、回ってきたということはあるかもしれませんが、ただ、いずれにせよ、企画調整課とも連携を図りながらそこは進めていたと、いうふうに記憶しておりますので、私が窓口になっていたというような認識は全くありませんでした。

佐藤孝委員長:企業版ふるさと納税が、2月にありました。このやりとりは、いつから始まったか、私どもの資料にはそれがありませんよ。だから、本来ならば八島さんと寄附企業のやりとりの文書、メールがあればいいんですけれども、それが今回出されていないんです。で、聞く前に申し上げておきますけれども、本特別委員会で改めて協議をし、八島さんが、匿名寄附企業とやりとりをしていたメール、あるいは文書等について資料請求をするようになった場合については、ぜひ、残っていればですよ、廃棄しないで、お持ちいただきたいと思います。

そこで、同じような質問で誠に恐縮なんですけど、そこが先ほどから分からないんですよ。寄附金、企業版ふるさと納税は、木村さん、当時の係長である企画が担当すべきなんですね。ところが、メールは、2月10日からしかないんですよ。木村さんに来てるのは、突然木村さんと八島さんの2通、2通というかカーボンコピーで来てるんですよ。それ以前は八島さんが担当だったっていうのは、これ明らかなんですよ。で、同じようなこと何回も聞いて恐縮ですけど、メールのやりとり、電話も含めて、寄附企業と、いつの時点からそういう交渉といいますか、やりとりをしていたか覚えてますか。

八島章参考人:正直、申し訳ありません。そこについては、記憶がありません。恐らく、その2月の周辺ではないかなというふうに思っておりますが、申し訳ありません、そこについては、記憶が定かでないです。

佐藤孝委員長:木村さんに引継ぎ、引継ぎというか、実際の業務を移管する以前というのはもう、今何回も言ってます。そこに至るまで、ワンテーブルの島田前社長から、企業版ふるさと納税に関して何らかの話がありましたか。お答えください。

八島章参考人:それはなかったかと思えます。

佐藤孝委員長:企業版ふるさと納税に関しては、何もないと。

八島章参考人:企業版ふるさと納税の制度的なお話はしたかもしれませんが具体的に、どの企業さんがとかっていう話はなかったかと記憶しています。

佐藤孝委員長:ふるさと納税の制度の話は今したとおっしゃっていましたが、こちら側からの要求ですか、それとも向こう側から、島田さんのほうからの話です。

八島章参考人:申し訳ありません。具体的にどちらからというのは、ちょっと記憶にないんですが、一般的なお話として、企業版ふるさと納税がものすごくこれの、まちづくりとはちょっと、異質というかこれまでなかった制度ですので、そういったところの、一般的なお話は、島田社長とはしていた記憶がありますが、どちらかというのは申し訳ありません、記憶にございません。

佐藤孝委員長:地域再生計画が内閣府で承認されたと。その際に、島田前社長から、当時の担当だったところあるいは八島さんのほうに、それに関する情報提供はありましたか。

八島章参考人:地域再生計画については基本的には当時担当だった私が作ってたかなというふうに思うんですけど、そこについての島田社長からのお話というのは特になかったかと思えます。

佐藤孝委員長:2月10日のさっきのメールのね、スタート木村さんと八島さんにきたカーボンコピーのメール以前に、企業側とのメールや文書のやりとり、これは、保存されてますよね。

八島章参考人:はい。消してはないかと思えます。もし存在する場合は、あります。はい。

佐藤孝委員長:非常に大きな疑問に思っているのは、40万、あるいは4万円とかっていう寄附だったらね、これは何となく分かるんですよ。国見町に何の縁もない場合でもあり得るのかなと。ただ、結果的に4億3000万、当初の1番最初の企業版ふるさと納税、3億5700万。これ当時、令和3年度決算で、全国のベストテンに入ってるのね。何のチャンネルというか、何のつてってつかそのつながりもなく、地域再生計画にも、八島さん作ったこと私は分かっていますけど、具体的に救急車開発って書いてないのね。書いてないにもかかわらず、国見町になぜ来たんだというのは非常に大きな疑問なんです。寄附された企業と、担当でない八島さんが、なぜ窓口になって話していたかとは、今説明ありましたけども、理解出来ないんです。ましてこれだけ大きな金額ですから、当然、担当である企画調整課の木村さんのところにポンと振るのが普通だと思うんですね。そのことを聞きたいんですよ。なぜずっと引っ張ってきたのかってこと。

八島章参考人:はい、当時の木村係長とはですね、特に、これが、財政担当だとか、そういった関係性でちょっと仕事、共同しながらですね、2人で、いわゆる担当的な形で、担当というものではないんですけども、その受領に関しては当然、財政として

は私が担当としてやるんですけども、その事業の構築だったりとかは主に木村が担当してやっていたという部分になるんで、そこは連携しながらやっていたというふうに御理解いただければいいかなというふうに思います。

佐藤孝委員長:企業版ふるさと納税の決裁に八島さんの欄がないので、あえて私何回も聞いています。企業版ふるさと納税の打診はいつだったか覚えてますか。

八島章参考人:申し訳ありません。記憶にちょっとありません。恐らく2月の周辺ではないかなというふうには思いますが、はっきりとした、すいません記憶がありません。

佐藤孝委員長:企業版ふるさと納税の窓口、ちょっと言葉が不適切であれば申し訳ないんですけど、八島さんが窓口で寄附企業とのやり取りをしていました。2月10日のメールから木村さんが変わっています。木村さんに実質上の窓口が変わって以降、企業側からのメールや電話、これは、ありましたか。

八島章参考人:なかったかと記憶しています。

佐藤孝委員長:それ以降は、ブラインドカーボンコピーとか、カーボンコピー、私専門じゃないので分からないですけど、それらのメールについてもないですね。あくまで木村さんにしかいってない。

八島章参考人:なかったかと記憶しています。はい。

佐藤孝委員長:去年の3月、7日です。官民共創コンソーシアム、カプコの定例ミーティングがありました。これらの資料で明らかです。ここに二つの文章なんですよ。なぜかその定例ミーティングの資料は、それしかないんですよ。で、一つは役所作成の報告書。もう一つはワンテーブル作成の報告書、報告書二つなんですよ。ところが、役場作成の出席者には、書かれているのはワンテーブル、それから役場企画調整課の木村係長。先ほどから出てる木村さんです。それから、舟山さんという担当係、3人しか書かれてないんです。しかしワンテーブル作成の資料には、それにプラスして八島さんが出席をしていると。こういう記録なんですよ。いやこれ、実際ここにあるんだから。日付まで覚えてなくても、官民共創コンソーシアム定例ミーティング3月7日、これは覚えてますか。

八島章参考人:申し訳ありません。一度、顔を出したというかのぞきに行った記憶はあるんですけども、それがその会議だったかどうかは記憶が定かではないんですが、私が顔を出したのは、ある程度コンソーシアムの企業さんキックオフの総会的な形のは、確かにちらっと拝見させていただいた、傍聴させていただいたような形になるんですが、それ以外のところはちょっと記憶にないです。

佐藤孝委員長:3月7日のコンソーシアムの定例会、定例ミーティングでは、救急車事業についても実は打合せとしてあるんですね。で、役所作成が正しいというのが私どもの常識的な考えですよ。だから八島さんは出ていないと。ところが、将来受注するワンテーブルの資料には、なぜか八島さんの名前が出ています。どちらが事実か分からないです。もう1回聞きます。どっちが本当なんですか。

八島章参考人: 出た記憶がない会議になります

佐藤孝委員長: そうなりますと、八島さんは、官民共創コンソーシアム、カプコ定例ミーティング、あるいは正式な会議には、参加していないということですか。

八島章参考人: 設立総会のときに傍聴というか、一部を見た以外は参加はしていないと記憶しています。

佐藤孝委員長: 分かりました。最後に伺います。町職員倫理規程第4条8項目の禁止行為があります。これは、分かっていますね。八島さんは、職員に全員聞きますから、八島さんだけに聞くんじゃないですよ。八島さんは、倫理規則の第4条の8項目の禁止行為、金品の授受だとか、接待あるいはゴルフとかね、それらについて、より抵触するようなことを、ワンテーブル側から受けた事実がありますか。

八島章参考人: ありません。

佐藤孝委員長: 分かりました。以上が、八島さんに対する参考人としての質問です。皆さんのほうから、追加的な質問があれば。はい、渡辺委員。

渡辺勝弘委員: じゃ、私からちょっと。同じ部分もあるかなと思うんだけど、考え方というかちょっと聞きたいと思っております。

今回問題になったというのは島田社長との中で問題発言があって、役場の事業を侵食して事業を分捕るというような発言から、今回の契約を破棄するという状況になったと思うんです。そうした場合に、侵食をしているっていうふうに、相手方がそのぐらい町が町にワンテーブルさんが本当に入ってる感じが、担当ではなくてもそういうやりとりしてる間に、八島さん自体がどういうふう感じたのか、本当に侵食しているのかなっていう感じがあったのかちょっとお聞きしたいと思います。

八島章参考人: そのような意識はありませんでしたし、そのように見えてもなかったです。

渡辺勝弘委員: はい。そうしますと、今後、町職員の人たちが侵食していないということであれば、もう一つは、今回の場合は車なんで、救急自動車を、ふるさと納税を原資としてつくったのはいいんですけども、これは町民にとって、これをやることによって町民が本当に幸せになると、これで町民が喜ぶと、幸せになることだっていうことが、1度も書いてはいないし、感じていないんですけども、八島さんとしては、こういうようなことをやる、やることによって、町民にとって幸せになることなんだと、これが幸せになるんだということがあるんであればちょっとお知らせしていただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

八島章参考人: そちらにつきましては、基本的にはその事業が立ち上がった経緯だったりっていうものが、最終的な町民の幸せっていうところにつながるかと思って立ち上げた事業であると思っておりますので、私のほうから、なかなか申し上げるっていうことは難しいかなというふうに思います。以上です。

佐藤孝委員長: 貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。退席されて結構です。

(八島参考人退席)

(協議事項について ※要点のみ記載)

佐藤孝委員長:12時まで時間がありますので、本日の協議事項に入りたい。座長は小林副委員長に。

小林聖治副委員長:はじめに、請求資料の回答について。

佐藤孝委員長:先日請求した資料について提出があったが、追加の請求を検討したい。内容については今後委員会で決定する。また、議員懇談会で配布した資料集については、本委員会の最終報告書がまとまるまで外部公表は禁止とする。

小林聖治副委員長:次に、法的助言者の選任について。

佐藤孝委員長:弁護士1名の選任をお諮りする。選任したいとする者は資料に記載のとおり。12月8日から来年3月31日までの期間とするもの。内容は法的助言と調査結果報告のまとめに関する助言。なお、12月7日の委員会に出席いただく分は別途契約とする。

(質疑応答なし)

小林聖治副委員長:次に、第5回特別委員会運営について。

佐藤孝委員長:第5回は12月7日木曜日、午前10時より、委員会室にて開催する。内容は、本日の参考人質疑の検証、その次の第6回委員会は12月22日金曜日、議場にて行う予定。この日は証人喚問を行うので、証人への質問がある方は12月7日までに提出のこと。

(質疑応答なし)

小林聖治副委員長:次に、証人喚問・参考人招致について。

佐藤孝委員長:第6回委員会で証人喚問を行うのは資料にある4名。証言を求める内容は各々資料に記載のとおり。

八巻喜治郎委員:証人喚問の場合は、始まる前に宣誓を求めるのか。

佐藤孝委員長:そのとおり。宣誓を求め、その後の証言内容に虚偽が認められれば偽証があったとして、訴えを起さなければならないことになっている。

佐藤孝委員長:証人喚問の時間割についてご説明します。(以下資料により説明)

(質疑応答なし)

(12時00分)

休憩

(13時00分)

(佐藤光参考人入室)

佐藤孝委員長:再開します。これより本日最後の参考人質問を行います。参考人の佐藤光さん。大変忙しい中、御出席をいただきまして本当にありがとうございました。本委員会の調査目的を御理解いただき、御協力のほどお願いを申し上げたいと思います。質問をしますが、答えは座ったままで結構ですから、立たなくて、ただこちらの指示に従ってください。佐藤光さん、佐藤さんは、今年の4月から、総務課から企画のほうに異動されたと思います。それで前任者、木村さんですね、木村さんから、救急車だけじゃなくて様々なまちづくりの関係とか、いろんな業務の引継ぎを受けてるはずですよ。その引継ぎは、データで行ってますかそれとも紙ベース、どちらですか。

佐藤光参考人:両方です。両方で引継書がありました。

佐藤孝委員長:資料は、紙ベースそれともデータ、どちらですか。

佐藤光参考人:両方です。

佐藤孝委員長:両方同じ内容が二つってこと。それとも、データのものとは紙ってのは違うっていうどっちですか。はい、どうぞ。

佐藤光参考人:同じものになります。

佐藤孝委員長:具体的に聞きますけれども、どのような内容まで書かれていますか。詳細にわたって書かれていますか。それとも、あくまで項目だけ。どちらですか。

佐藤光参考人:主には概要のみで詳細までの記載はございませんでした。

佐藤孝委員長:次の質問からは、小林副委員長が行います。小林さん。

小林聖治副委員長:それでは、ここからは、私から質問いたします。今日は業務の忙しい中、参考人としておいでいただいた佐藤さんが、例えば、誰かに付度だとか、証拠の隠蔽だとか、口裏合わせに協力していないことを期待しまして、以下、質問に入ります。まず、今ほどデータと、紙ベースの引継書があったという、お答えだったんですが、救急車事業に関して、既にマスコミ報道があった時期でもあったと思うんですけども、具体的な引継ぎ内容を聞かせていただけますか。

佐藤光参考人:引継ぎを受けた時期が3月の末頃でしたので、減額の変更契約を行っていた、ちょっとタイミングだったと思いますので、それまでの減額に至るまでの、一連の内容と、今後については、議会のほうに説明をした内容と同内容だったかと思っておりますので、今後はリース事業については中止をして寄附等の検討が必要になるというような内容でした。

小林聖治副委員長:それでですね、それで文書及びデータについては、廃棄されていないという、ことですね。

佐藤光参考人:はい。ございます。

佐藤孝委員長:佐藤参考人にお尋ねしますが、データ、それから紙ベースとも引継ぎ

文書があるという理解ですね。それについては委員会で整理し、資料請求すれば、もちろん提出していただくようになりますが、よろしいですね。

佐藤光参考人:はい。提出いたします。

小林聖治副委員長:それではですね、佐藤さんが思うこととか感じたことで結構なんですけども、ベルリング社製の例えば車両室内の幅の問題などですね、公募の選考で極めて有利になるとの、監査委員からの指摘ですけども、あなたは後任者としてですね、どのように、この件について思いましたか。

佐藤光参考人:正直なところですね、引継ぎを受けて私自身も、4月からいろいろ住民説明会ですとか、譲与等の対応しておりましたので、その辺の細かい部分を振り返って、何かというところは、すいません。特に、特にといいますか。どうだという判断は自分自身では、考えておりませんでした。

小林聖治副委員長:また続けますけども、仕様書がですね、計 12 台の発注車両に、中古車 2 台を含めるようにしたのは、寄附金額に合わせて台数を決める方法だったことが明らかになっておるところなんですけども、そのことについては、何か思う、思うこと、感じたことっていうのはございますか。

佐藤光参考人:後任者としてはやはり 4 月から来てですねそれまで実際、携わっておりませんでしたので、現時点で受け継いだ時点で中先等を探すということにちょっと奔走してた部分があったので、その部分について振り返ってですね、こうだというふうに、自分自身で考え、考えたというか、振り返ったことはございません。

小林聖治副委員長:それですね、例えば、今私が申したようなことっていうのは、例えば寄附金額に合わせて台数を決める方法だったこととかですね、こういうことって国見町役場内では、しょっちゅうというか、あることなんですか実際の話。

佐藤光参考人:私自身、前の課も含めてですね、物品の購入とかを頻繁にしたりすることがないので、そこが頻繁にあるのかどうかについてはちょっと分かりません。

小林聖治副委員長:次の質問にいたします。9 月議会でですね、決算の監査意見書の中で、必要のないものに、貴重な予算が使用される可能性があり、公金を扱う者として 1 番やっちはいけない行為、こういう指摘がありましたけども、そのことに関しては、佐藤さんはどう感じてますか。

佐藤光参考人:後任者としてですね、もちろん、いただいた御意見については真摯に受け止めてですね、今後の業務もしっかりとやっていきたいと思いました。

小林聖治副委員長:これも先ほどと同じ、また質問なんですけども、こういう必要のないものに、貴重な予算が使用される可能性があって、公金を扱う者としては 1 番やっちはいけない行為っていうのは、これも役場内では、見られることなんですか。

佐藤光参考人:私自身の意見となってしまうんですけども、町職員として私自身も 12 年目ですか。日々の業務の中では町のためにと考えてやっているが、業務を行っておりますので、そこについては、しっかりと、町として皆やっているとっております。

小林聖治副委員長:次の質問をします。佐藤さんがこの今回の救急車のですね、事業計画書、これは引継ぎされたとき、ありましたか。

佐藤光参考人:引継ぎ時点では事業計画として、こういう計画でというような引継ぎはございませんでした。

小林聖治副委員長:ということは、事業計画というものというのは全て、口頭で行われたということですか。

佐藤光参考人:引継ぎ時点です、その一つの事業に、詳細にということではなくて、一旦ひと通りです、係の引継ぎのほうを受けましてです、詳細について何かあれば、都度都度聞いていたという形になりまして、事業計画につきましても、ちょっとこの分は記憶が定かじゃないんですけれども住民説明会の前あたりで、どういったのがあるかというのを確認した記憶がございます。

小林聖治副委員長:住民説明会、4月に行われた、はい。先ほどいろいろ引継書を、引継書のようなものを、紙ベース、電子メールとか、それで、あったというお答えだったですよ、先ほど、違いましたっけ。

佐藤光参考人:すいません、もう一度よろしいでしょうか。

小林聖治副委員長:引継書なんですけども、前任者からの引継書が、紙ベース、あと、メール等々の媒体で引継書がありましたというお答えだったですよ、ちょっともう一度確認いたします。

佐藤光参考人:引継書についてだったんですけれども、データとあと、実際に引継ぎを行うときに、紙で出力いただいて渡していただいたというところで、メールではなくて、いわゆる引継書自体も課の共有ボックスに入っておりますので、そこにあるものと実際に対面で引継ぎをしたときに、出力いただいた紙ベースのものがございます。

小林聖治副委員長:すいません、再度確認して申し訳ないんですけれども、では、それは保存、手元なりに保存されてますね。

佐藤光参考人:データ自体も課の共有ボックスに入っておりますし、紙ベースについても私のほうで手元でございます。

小林聖治副委員長:今度は救急車のですね、これからは、佐藤さんの、担当になってから、救急車の譲与計画とか譲与先及びその他の打診先との交渉について、お聞きします。救急車の譲与計画は、ありますか。

佐藤光参考人:はい、ございます。

小林聖治副委員長:この譲与先とかですね。その他、譲与を打診した相手先との交渉記録というのもまとめたものっていうのはございますか。

佐藤光参考人:はい。ございます。ただですね、問合せ等電話が多々ございましたので、いわゆる備忘録的な形にはなってしまうかもしれないんですけれども、エクセルファイルで連絡が来た場合等について、残してございます。

小林聖治副委員長:それでは次の質問に移ります。今度は救急車のですね、保管に

についてお聞きします。まず管理のことについてなんですけども、車両の保管をですね、栃木県宇都宮市の株式会社ネイチャーにした理由を教えてください。

佐藤光参考人:3 月末、こちらもちよつと引継ぎと重なってくるところでございますが、3 月のところで、事業継続出来ないというところで、4 月からどうするんだというところで、いわゆる最終保管場所だったというか、製造して、でき上がったところで、まずはナンバーもついてなかったの、そちらのところで置いていただけるとのことだったので、そこでの保管となりました。

小林聖治副委員長:次にですね、車両保管されている車両のチェックのことについてなんですけども、これ、私どももう、常任委員会の調査等々で、現場、現地保管されてるところ見学しに行って感じたんですが、大分劣悪な保管環境の中でして、中にはエンジンのかからなくなったバッテリー上がりの車両が数台その後あったというようなことがあったんですが、このバッテリー交換のですね、費用というのは、どこが負担したんですか。

佐藤光参考人:町で負担しているところです。

小林聖治副委員長:それのですね、契約はどんな契約だったのか、契約書は、ございますか。

佐藤光参考人:はい、ございます。

小林聖治副委員長:これも後ほど、提出のほう、正規な手続を踏んで頂きますので、よろしく願います。もう一つ、株式会社ネイチャーに、車の保管を、はい、どうぞ。

佐藤光参考人:先ほどのバッテリー交換の件だったんですけれども、1 点だけちよつと、まだ完了検査自体はちよつと終わってなかったものですから、契約書とあとその時点でお出しできるものと完了検査等ありましたら追加で、提出させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

小林聖治副委員長:また続きなんですけども、ネイチャーに対するその保管料、駐車料、この負担も町が負担ということになりますか。

佐藤光参考人:はい。

小林聖治副委員長:契約書というものはございますか。

佐藤光参考人:はい。今回の資料請求のほうで、企画書のほうは提出させていただいたかと。

小林聖治副委員長:はい。それとですね、現在 9 台の譲与先が、救急車、決まっている状況でありますね。それで譲与先への輸送であるとかですね、陸送代、これは、どこが負担してるんですかね。北は北海道から南は徳島県なので四国だとだいぶ費用がかかると思うんですけども、どちらが、どこが負担ですか。

佐藤光参考人:はい、9 台のうち 8 台、徳島を除く 8 台につきましては、製造会社のベルリング負担となっております、1 台、徳島につきましては、どうしても遠方ということで、譲与先の徳島の板野消防組合のほうで負担となっております。

小林聖治副委員長:はい、分かりました。以上で私の質問のほうは終わります。

佐藤孝委員長:それでは、私の方で、先ほど漏れてる点ちょっと聞きます。譲与のほうから聞きますね、譲与計画。そもそも、議会でも何度も議論されていますけれども、佐藤さんが、いわゆる無償で譲渡する、差し上げると。それを聞いたのは、引継ぎ前ですか。引継ぎ後ですか。

佐藤光参考人:引継ぎのタイミングだったと記憶しています。

佐藤孝委員長:ということは、3月の段階で、担当者間同士では、無償で各自治体消防組合に差し上げるということがほぼ固まっていたと、こういう理解でいいですか。

佐藤光参考人:恐らくすいません、記憶の中であれですと、その前に議会、全員協議会か、議会運営協議会のほうで経過説明をしたときの資料もそういった、寄附を検討するというような記載があってそれをそのまま引継ぎでもその内容で説明したので、そういう方向に進むようになるということは決まっていなかったかと記憶しております。方向性としてはそういった引継ぎがございました。

佐藤孝委員長:もっと分かりやすく聞けば、佐藤さんが、4月以降、この担当に着任してから、譲与が決まったと。議会の議決は別にして、事務的には4月以降に決まったということよろしいですか。

佐藤光参考人:正式なこのタイミングというところをお話すると、私の認識としては、はい、3月末ないし4月の着任時点で決まったかと思えます。

佐藤孝委員長:大事なところなんですよ。結局佐藤さんがなってから決まったのと、たまたま引き継いだだけだという聞き方は違うんですよ。今日じゃなくてもね。だから、これから聞く方いらっしゃると思いますので、どちらですかもう1回ちょっと思い出してもらえますか。いつ決まったのか、新たになってから、この譲与が、こうしていこうよと決まったのか。議会に提出しようねって決まったのか、それとも、いや、譲与するので、佐藤さんと頼むねと。どっちですか。

佐藤光参考人:引継ぎとしては確かに譲与するという方向性というのは受けましたが、決まったのは4月以降だと私自身は認識しております。

佐藤孝委員長:株式会社ネイチャーは、どういう仕事をしたところだと聞いてましたか。

佐藤光参考人:この救急車事業で、いわゆる車両製造の中で、最終製造過程を行った会社と、聞いておりました。

佐藤孝委員長:佐藤さんは、ネイチャーに行って、製造過程を見たことありますか。

佐藤光参考人:製造過程というのは今回の車両ということですか、それとも別の車両ですか。

(「別の車両」との声あり)

今回の車両については、私自身は見えておりません。

佐藤孝委員長:納車されて以降だから、当然です。それで、保管の際に、ネイチャーに、納車の後ですよ、あなた担当になってから、ネイチャーに何度行きましたか。

佐藤光参考人:3回確認に行っております。

委員:その3回は、先ほど小林委員が質問したバッテリーエラー、不具合をチェックするという行ったんですか。違いますか。

佐藤光参考人:1回は、4月以降担当をしたということでまず、6月か7月に1度、車両の確認に行っております。2回目は10月のバッテリーの不具合でかかってない車両についての確認に行きました。最後の1回につきましては11月にですね、先ほどのバッテリー交換の完了検査で行っております。

佐藤孝委員長:7月の検査時点では不具合がなかったと、だと思ったら間違ったかな。8月に増えたと思ったんだよね。8月の検査であなたが最初に行ったのは、支払いのための確認に行ったんですか。それとも、そうじゃなくて、どうなってるか見に行った、どちらですか。

佐藤光参考人:両方含めて、車両の保管状況の確認ということで行きました。

佐藤孝委員長:いや、だから支払いをするために、行って確認をして、不具合がありますよね。直しなさいと。それで支払い、ということですか。それとも支払った後に見に行ったら、どちらですか。

佐藤光参考人:1番最初、すいません、支払いの確認ではなくて、車両の現状確認ということで行きました。

佐藤孝委員長:支払い、7月の車両が不具合ありましたよね。支払った後に行ったってこと。

佐藤光参考人:はい。保管自体は不具合等関係なく支払うようになっておりましたので、その部分については支払った後に、訪れました。

佐藤孝委員長:つまりはこの資料来てますけど、不具合についてはあくまでも町負担。間違いはないですか。

佐藤光参考人:はい、そこまで先方で負担するという契約ではないので、不具合が仮にあった場合は町負担となります。

佐藤孝委員長:引継ぎの関係で聞きます。引継文書による項目の中で、廃棄されているものがたくさんあります。今回も提出されてない資料たくさんあります。廃棄されている書類・データがあると分かったのはいつですか。

佐藤光参考人:ちょっとこの部分は記憶定かではないんですけども、決算審査のときに書類を再度確認したとき聞いたと思います。

佐藤孝委員長:決算審査ということは、9月ということ。それまでは知らなかったということですか。なかった文書が、そもそも存在しているはずの文書がなくなったことは、メールが廃棄されたって言ったっていうのは、9月の決算審査まで分からなかったってことですか。いや、これ別にあなたがどうこうじゃない問題だから。いや、知ってれば知ってた、知らなければ知らない。それで構わないんですよ。

佐藤光参考人:ちょっと時系列が、すいません。しっかりと今、出てこないんですけど

も、何かで 1 度、全ての書類を集めたときに、担当者などから聞いて、確認をした記憶がございますのできちんと書類を確認してしっかりとある場所を確認したのは、決算審査のときだったと思います。

佐藤孝委員長:そうですね。8 月か。ごめんなさい。8 月。

佐藤孝委員長:佐藤さんは 8 月までは、あるものと信じていた書類がなかったっていうのを分かったらその頃というですね。

佐藤光参考人:すいません。前置きになってしまうんですけども、当時住民説明会から、譲与と、あと私自身の問題になってしまうかもしれないですけども、初めての係長で異動ということで、そこまで全ての書類がこの救急車事業、どれがあつてどれがない等についてですね、確かに、そこまできちんと把握はしていなかったと思います。

佐藤孝委員長:そうすると、私あなたの責任を問うてるんじゃないで、事実関係を聞いてるだけなんですね。引継書があります。データと文書それぞれあります。ところが引継書にあるはずの文書がないと分かったの 8 月と、間違いはないですか。

佐藤光参考人:すいません。前提として引継書にですね、こういう書類があるというところまでの記載はございませんでした。

佐藤孝委員長:8 月まであなたは実際に先ほど小林委員が、詳細聞いた譲与先の交渉等の責任者でした。そのときに議会も 6 月議会でドンパチやって、当然 9 月もありましたが、全員協議会、議員懇談会でも、この問題が取上げられてます。何人かの議員の皆さんは、自分の後援会のチラシとしてあるいは政治活動用のチラシとして、この問題を全町民に配布しています。そのときに、文書がなくなっているという認識はなかったということですね。8 月に分かったって言ってんだから。

佐藤光参考人:どの文書が残ってないというはっきりしたのは、確かに 8 月かもしれないんですけども、確かにおっしゃるとおり、議会等や住民説明会等ございましたので、その時点で仕様書等をですね、見るとかどこまで残ってるかということまで確かに、すいません、確認をきちんとはしておりませんでした。確かに一部、ないということを確認はしていたかもしれないです。すいません。

佐藤孝委員長:なぜ聞いてるかという、実際にあなた実務担当者として引継ぎをして仕事やってるわけですよ。救急車開発そのものを担当しないけれども、ただ、議会等で、かなり厳しく追及されてるわけですね。課長等が、あなたの仕事があなただの担当業務の中で、そういうやりとりをしていて、自分で書類を探したり、前任者に例えばですよ。どうなってんですかという問合せをした経過ありますか。

佐藤光参考人:はい、その都度しております。

佐藤孝委員長:そのときに前任者から、いや実は、もうないんだと、あるいは廃棄したんだという話を聞いたことがありますか。

佐藤光参考人:はい、ございます。

佐藤孝委員長:それは 8 月決算の頃じゃなくてもっと以前から話を聞いていたというこ

とだね。どうぞ。

佐藤光参考人:そこはすいませんちょっと時間軸としてはごちゃごちゃしてるんですけども、決算審査の時がですね多分1か月、8月にはとして多分1か月前ぐらい照会がかかっているんで、しっかりとある場所を確認したのはそのときだったと記憶しております。

佐藤孝委員長:公文書管理上、極めて問題だと我々指摘してるんです。監査もされてない段階で、あなたが担当になってからですよ、担当する前にも書類がなくなってるわけですよ。監査もされてない段階で、そのときに、前の担当係長なり前の担当者から、それについてどうしてしたら捨てたのかということの説明ありました。何か、佐藤さんに申しわけないね、という話なかったですか。

佐藤光参考人:都度都度、確認はしてたのであれですけど、そういったところ、この書類あるなしぐらいの、確認だったかと思います。

佐藤孝委員長:そのときに、前任者、前任担当係長から、だからそういうその、いやこういうことで捨てちゃったとかね。

佐藤さんにあるべき書類なくしちゃってごめんねどうだっていうことも何もなかった。ただ、なくしましたってだけ。あるいは廃棄しましたってだけ。

佐藤光参考人:今の御質問ですと、確かにその都度これあるないというときに、すいません、メールで言えば削除したかもしれないですみたいなやりとりはあったかもしれませんが。

佐藤孝委員長:私も、サラリーマン時代があったもんですから、常識的に聞くと、仮になくなってたということが分かった時点で、何でこれ廃棄したんですか。監査も終わってないですよっていう会話しなかったですか。あなたが悪いという意味じゃなくて、率直な疑問としてそういう会話って普通あると思うんだよね。何でね、いやこれ大事じゃないのとか、そういう会話は成り立たなかったですかその時点では。

佐藤光参考人:その時点で都度都度だったのでそういった会話があったかもしれませんが、なかったかもしれないという、その部分についてはちょっとすいません、詳細な記憶はちょっと今、ございません。

佐藤孝委員長:廃棄した時期が我々問題だと思ってるんですね。我々が思ってるのは、あくまで推測ですから正しいかどうか分かりませんが、この問題が発覚してから捨てたんじゃないかと思ってるんです。通常、事業が終わってないものですよ。終わってない事業を、あなたも経験していると分かるように、今継続中の事業の書類を廃棄する仕様書をつくった根拠となったメールを廃棄するってのはあり得ない話なんだよね。どう思いますか。

佐藤光参考人:今回の書類の管理でいいますと、通常ですと4月から5月ぐらいに、文書整理を行うんですけども、今回の事業等につきましては、その時点で、別にして保管はしておりましたので、それ以外の部分については、どのタイミングでという

ところと、メールについてはですね、メールとそのほかについては通常の手持ちのものについては、破棄することもあり得るのかなと思いました。

佐藤孝委員長:いつ廃棄したという話は聞いた記憶ありますか。

佐藤光参考人:そこまで詳細なやりとりをした記憶はありません。廃棄自体は、会話の中でということでしょうか。であれば、ある程度仕様書等のやりとりについて出来た段階でというような話は聞いた記憶がございます。

佐藤孝委員長:今の話、聞こうかと思ったんですけど。仕様書作成の文書類残ってるのは、実はワンテーブルから提供された亘理町の仕様書だけなんです。それ以外何もないんですよ。だから、佐藤さんももし私の立場だったら、ワンテーブルの書類はたまたま残ってたという表現、それ以外は全部廃棄したと。信用できますか。役所からこの話されたら。

佐藤光参考人:信用できる出来ない、ということであれば私が来た時点ではそういったことでしたので、そこについてはそうだったのかなと。

佐藤孝委員長:いずれにしても、残っている仕様書だけ言えば、仕様書を作成したのを役所がつくったということは、議会答弁で明らかになったんですけど、その根拠となった資料については実はワンテーブルの亘理町の仕様書、これは亘理町公開してませんから、ワンテーブルがこっそりよこしたわけですね、国見町にですね、こっそりよこしてんですよ。それだけが残ってるわけ。それ以外は佐藤さんが来たときには、もう全て廃棄になってるわけですよ。だからそのことで、本来は先ほども言ったように、事業が継続中の事業で、監査も受けてないのに、何で捨てるんですかという会話があったかどうかだけ、そこが我々注目してるんです。もう1回聞きます。そういう会話はありましたか。

佐藤光参考人:会話としては、処分したというのは聞いておりました。

佐藤孝委員長:余りその辺の記憶は曖昧だということなんでしょうけど、それで、もうあと2点聞きます。第三者委員会、これあなたが担当してからですよ。

佐藤光参考人:担当してから立ち上がっております。

佐藤孝委員長:第三者委員会の3名の先生方から、仕様書作成に関する資料要求がありましたか。

佐藤光参考人:第三者委員会の資料請求等につきましては、課長のほうで対応をしております、私のほうに直接何か依頼ということはなかったと思います。

佐藤孝委員長:直接なくても、課長のほうから、委員のほうからこういう要求があったって話を聞かなかったですか。どうぞ。

佐藤光参考人:その都度指示がございまして、資料等については私のほうで準備をしておりました。

佐藤孝委員長:第三者委員会からの資料要求の中に、仕様書作成に関する要求ありましたね。

佐藤光参考人:私自身、立場上直接ですね、何か委員の先生からこういう要求がきてるというのは聞いておりませんで、都度都度、こういう資料を準備してくれということで、準備しておりましてその中にちょっと仕様書がある、あったかと思えます。

佐藤孝委員長:はい。ですね。第三者委員会の先生方から資料要求をされました。それはあるという回答してますか。全部出した。そうじゃなかった。どちらですか。どうぞ。

佐藤光参考人:あるやつは全て出しました。

佐藤孝委員長:あったと答えてから、後に、それを、覆した事実ありますか。いや実はなかったと。

佐藤光参考人:直接のやりとりはしてなかったのですが、重要資料を出してあと、こういう資料準備してくれということで出した資料、それを渡しておりまして、あったけどなかったというやりとりがあったかどうかはちょっと私のほうでは、はい、すいません。

佐藤孝委員長:課長さんと直接の担当だったので、それが課長からの指示だけで、指示で書類を探して出した出さないということでよろしいですね。どうぞ。

佐藤光参考人:基本的な流れとしましては、課長のほうに依頼があつて、私のほうで準備したということで間違いございません。

佐藤孝委員長:担当係長として、第三者委員会の委員が辞任されました。経過、これは存じてますか。

佐藤光参考人:はい、存じております。

佐藤孝委員長:具体的にどういう理由だったか。どうぞ。

佐藤光参考人:報道にあった内容について承知、承知といえますか報道を見て、私自身も、はい。

佐藤孝委員長:そうじゃなくて、実際にどういう経過で辞任されたっていうことは、課長から聞いてますか。

佐藤光参考人:報道以上のことは聞いておりません。

佐藤孝委員長:いや、そうじゃなくて、報道をあなたが見たんでしょ。課長から聞いたのはどういう話聞いてましたか。なぜやめたかっていうような話。いや、聞いてなければ聞いてないで。

佐藤光参考人:辞任自体はもちろん、していたかと思えますが、理由等については、報道を見ての、話だと、基本的にやはり我々は第三者委員会としては受けるという立場でしたので、それ以上のことはなかったかなと思えます。

佐藤孝委員長:ということは、報道でされてるのは町側の不誠実な対応で辞任したって言ってるわけね。はっきり言えば、出せつつあった資料が出てこないからやめたって言ってるわけよ。報道は、そういうことを聞いてるっちゃうことでいいですね。

佐藤光参考人:そういった意味では、我々としては、あるやつは全て出した、と思っております。

佐藤孝委員長:そういうことを聞いてんじゃないで、課長から聞かれ、言われたのは、い

や実はこういうことで、報道に言われてるようなことでやめたんだということを聞いてるってことでしょ。

佐藤孝委員長:そうです。

佐藤孝委員長:これで質問終わりますけど、役所の正式見解は一身上の都合でということ以外何も分からないんです。もらってもそういうふうな話をおっしゃったので、役所で言ってることと今言ってることが、もうほとんど 100%、180 度違うので、改めて別の方にはそのことを事実関係聞きます。あなたはそう聞いてるということだよ。報道の報道があったからやめたって、報道があったようなことでやめたってことを課長から聞いてるんですよ。

佐藤光参考人:1 点だけ修正させていただくと、報道が出た後に、報道を見てこういう理由でやめたのかなということで、我々、企画調整課長も含め、第三者委員会の事務を担ってはいなかったのも、そもそも、一身上の都合でやめたというところと、あと補足で報道等でこういうやつがあったけど、我々としては全て出したというような認識しておりましたので、報道が出る前にこうだからとかっていう理由を聞いたということではなくて、基本的には我々は、やめたというのも報道でのタイミングで知ったと思います。

佐藤孝委員長:先ほどの話と今の話全くまるっきり違うので、もう 1 回聞きます同じこと。担当課長から、第三者委員会の委員が辞任をされた事実は当然聞いてますよね。それを聞いてますよね。課長から、第三者委員会やめましたと。で、その理由。先ほどは佐藤さんは、課長から報道内容のことを聞いたと。こうおっしゃったのね。どっちが本当なんですか。

佐藤光参考人:すいません課長からというよりはもちろん、同じ席ですので、報道があったときに、どちらからこういう報道がありましたっていうところ、したかは定かではないんですけれども、報道を見て話をした記憶があるっていうところ、時間、答えになってます。すいません。

佐藤孝委員長:幾つかの話として、第三者委員会の委員がやめた理由というのは伝わってきてんです。それ今ちょっと確認をする意味で聞かせていただきました。最後に 1 点聞きます。私のほうから、はいどうぞ。

佐藤光参考人:すいません。ちょっといろいろ混乱するような回答をして申し訳なかったんですけども、課長と私の今の方の話でいうと、基本的には報道が出た後に、報道の内容を話したんですけどもそこについて、詳細な聞いてはいなかった、あくまで報道の内容を 2 人で話した、報道を見て話したということをお願いいたします。

佐藤孝委員長:皆さんのほうから質問ありますか。はい、渡辺委員。

渡辺勝弘委員:お聞きしたいことということで、先ほど副委員長からあった車のバッテリーの交換ということで、あと保管と、及び駐車料の、また町負担ということでお聞きしましたけれども、先日の議会の中での確認なんですけど、あくまでも仕様、救急車を

つくる上での仕様は 4 億 3000 万のお金でやる予定だったけれども、途中で、やめたということになりまして、そこでお金が余って、余ったという言葉じゃないんですけども、そのうち、お金を利用して、バッテリー交換及び保管の駐車場の負担をしているのだというように理解してたんですけどそれでよろしかったんですか。今の証言だと、町負担ということはちょっとあくまでも別個の予算から町が負担をしてるように聞こえたんですけどその辺の確認をちょっとしたいと思います。

佐藤光参考人:今、御質問ございましたが、基本的には基金から充当いたしますので、町単費ではなくて、いわゆる寄附金を積立てた基金から充当させていただきます。

八巻喜治郎委員:お伺いします。重複になるかもしれませんが、文書データは、当初ね、その時点で廃棄されたということなんですけど、事業計画もなく、文書も廃棄して、それでどうやって、上席の者が決裁を出したんですか。事業計画なかったんでしょう。それとも事業計画があったんだけど途中で、廃棄して、なくしたのか。事業計画もなく、大きな億の事業が決裁されるんですか、国見町では簡単に。

佐藤孝委員長:八巻委員、その内容はこの方に対する質問ではないので。質問を変えてください。

八巻喜治郎委員:はい。分かりました。それでは廃棄したのは、あなたではなく、前任者、それとも、別の誰かなんですか。前任者が廃棄したんですか。

佐藤光参考人:私のほうで誰が廃棄したということまでは把握しておりません。

八巻喜治郎委員:第三者委員会の委員の方も知りたいとしていた資料であります。単なるメモではないはずなんです。そういった、公文書の取扱い、及び廃棄すること自体、公務に従事する職員としてですね、責任は感じないんですか。

佐藤孝委員長:八巻委員、その質問は別の方にしてください。

八巻喜治郎委員:分かりました。はい。今回は、緊急自動車の研究開発です。仕様書に、12 台の発注車両に中古車 2 台が、入っております。仕様書の中に中古車 2 台が入ってるっていうことは、中古車が今後開発する、新しい車の仕様書に記載されてるのが、クリアしてるから入れたんですか。

佐藤孝委員長:その質問も、この方に対する質問ではないですから。

八巻喜治郎委員:はい、分かりました。はい。今、まだあるんですね。金額に金額の、

佐藤孝委員長:駄目です。ほかの方、おりましたらどうぞ。

小林聖治副委員長:ちょっと、先ほど、質問漏れした件で質問させていただきます。先ほどの渡辺委員が、私の質問したバッテリー交換の費用、これどこで負担したのかということで、基金、佐藤さんは基金からその費用を支払ったというお答えだったんですけども、これ町ではなくて基金という答え方がされたのかなと私思ったんですけどそこはどうか、どういうふうに、もう一度説明してください。

佐藤光参考人:説明の仕方が悪くて申し訳ございません。支払いとしては、町なんですけれども、保管料も含めですね、企業版ふるさと納税の今回ですね、基金に残額

分が積んでございますので、事務的な流れで言いますと、支払いをして、あと、今後ですね、恐らく保管料等も満額使わないと思われまますので、その辺とあとバッテリー交換も含めて、基金のほうを充当して、いわゆる歳入のほうですね、のほうで充当させていただくといった形になります。

小林聖治副委員長:最後というか、この質問の最後にちょっと確認なんですけども、この基金というのは、当然、町の公金という認識ですよ。どういう認識でしょうか。

佐藤光参考人:基金ですので町の公金だと認識でよろしいかと。

小林聖治副委員長:はい。ありがとうございます。

佐藤孝委員長:最後に私から、佐藤さんにだけ聞くじゃありませんから気にしないでください。町の職員倫理規則があります。第4条に、8項目、禁止行為が、列挙されています。具体的には金品の授受強要、接待、ゴルフなどですね、ずっと書いてありますけど、ワンテーブル側からこういうものの提供を受けたことが、事実がありますか。

佐藤光参考人:ありません。

佐藤孝委員長:以上で佐藤光さんに対する参考人質問を終了します。佐藤さんにおかれましては忙しい中、長時間本当にありがとうございました。御退席ください。

(佐藤光参考人退席)

佐藤孝委員長:午後2時10分まで休議します。なお、再開後につきましては傍聴できませんので、傍聴者のみなさまご退席願います。

(午後2時10分再開 以下、要点のみ記載)

佐藤孝委員長:本日の委員会の進め方等について、委員のみなさまからの感想や意見をお聞かせ願いたい。

山崎委員:本日の委員会の中で、冒頭、参考人が入室後、何もできずに待機する時間が長く感じた。回を重ねて改善したが、工夫できるところはないものか。

佐藤孝委員長:本日の結果を踏まえて、開始時刻を多少繰り下げてもいいのかなとは考えていた。一人当たり60分の中に、証人への説明、証人の宣誓・署名は含まれるのか。

事務局:その時間は含まれない。

委員長:導入部分でどのくらいの時間がかかるのか、後ほど検証することにした。

委員長:質問についてだが、次回からは各々の証人に対する質問者をあらかじめ決定し、指定された質問者による質問は行わないこととする。特に証人喚問はそのようにしたい。

蒲倉議員:その方がよいと思う。

松浦議員:提案内容のと通りの進め方でよいと思う。

山崎議員:質問内容は予め事務局へ通告し、その内容を踏まえて質問者を決定するという方法でいいのではないか。

委員長:いま山崎議員から提案があった内容で進めたいと思うがどうか。

(異議なしの声)

委員長:次回からはそのように進めることにする。

委員長:参考人質問の振り返りに入る。委員の皆さんから何かあれば。

蒲倉委員:伊達消防に持ち込まれたデモカーのナンバーが知りたい。

委員長:消防署員個人でデモカーを撮影した方がいるようなので、その線から追えればと考えている。

山崎委員:昨年の秋ごろ、ベルリングから高規格救急車のパンフレットの提供があったとの話だが。

委員長:それは令和3年の出来事である。

山崎委員:その内容を踏まえたうえでヒアリングを受けたという認識で合っているか。

委員長:同じようにとらえていた。私が一番聞きたかったのは、全国の消防だけで6000台ある救急車のうち、ベルリングは消防と病院を合わせて7台しかない。圧倒的シェアを持つトヨタ・日産を除くとおよそ120台、その中でオートワークス京都、札幌ディーと続き、そのあと何社かあったあとにベルリングが出てくる。そのことについては残念ながら期待していた答は出てこなかった。

その次に、消防での仕様書はあまり詳細には記載しないということ。町の場合は、事細かに記載されている点。

松浦委員:ベルリングのシェアが低いことは承知しているようだったが。

委員長:伊達消防に配置されているフルスペックの車両で3300万円、ベルリングの場合はフルスペックだと5000万円くらいになるようだ。次に八島参考人。

蒲倉委員:2月10日以前のメールについて、追加資料の請求を行うつもりか。

委員長:寄付の経緯について調査するために必要だと考えている。

蒲倉議員:八島参考人は窓口ではないと話していたが、提出された書類には八島参考人の押印がある。合議のようだが。

事務局長:あくまで合議であり、関係課にお知らせする意味合いでも使われる。

委員長:佐藤光参考人について。

蒲倉委員:車両保管に関する引継ぎ資料については。

委員長:次回の委員会で確認する。

他にないか委員長が諮ったが、なかったため質疑を終結した。

14:55終了